

平成30年度第1回大津町国民健康保険事業の運営に関する協議会 議事録

平成30年度第1回大津町国民健康保険事業の運営に関する協議会は、平成30年12月20日（木）午後2時00分、大津町役場仮庁舎2階大会議室において開催された。

1. 当日の出席者は次のとおりである。

被保険者代表	三池 久美子、西岡 智子、太田 昭子、小西 壽美恵
公益代表	佐藤 真二、西本 哲治、田口 昌稔、合志 鉅美
医師会代表	柴田 昌一朗
歯科医師会代表	吉浦 浩史
薬剤師会代表	花岡 亮介
欠席者	岩上 英一

2. 当日の議案説明のために出席した者は次のとおりである。

住民福祉部長	藤本 聖二
健康保険課長	保々 英樹
税務課 住民税係長	芹川 和也
健康保険課 国保・医療係長	緒方 るみ
健康保険課 健康推進係長	上田 雅子
健康保険課 国保・医療係	吉井 智美

3. 当日の議案は次のとおりである。

（別紙の記載）

4. 閉会 午後3時35分

開 会

ただ今から平成30年度第1回大津町国民健康保険事業の運営に関する協議会を開会いたします。

会長挨拶

（佐藤会長挨拶）

住民福祉部長挨拶

（藤本部長挨拶）

職員紹介

〔議 事〕

会 長：平成29年度大津町国民健康保険特別会計決算について説明をお願いします。

(資料に基づき、平成 29 年度大津町国民健康保険特別会計決算について説明)

会 長：質疑並びにご意見はありますか。

委 員：平成 29 年度が黒字になったということは、個人が病院にかからなかったということになるのか。

事務局：そういうことではありません。平成 28 年度に熊本地震で住宅が半壊以上の被害を受けられた被保険者に対し、一部負担金と国保税の減免措置を行いました。減免については、国と県から減免相当額の全額について交付を受けることになっていましたが、国の予算の関係で平成 28 年度中に満額交付を受けることができませんでした。その未交付分が平成 29 年度に追加交付されたことが、大きく影響しています。また、国保税の収納率も前年度を上回りましたので、税収の上昇も影響しています。

会 長：医療費の過去 5 年間の資料で、医療費の増の要因としてグラフの吹きだしに「高額医療費の増」と記載されているが、どこを比較しているのか。高額医療費の過去のデータを見ると、今までよりも減少しているようだが。

事務局：高額医療費は、平成 28 年度と平成 29 年度を比べると、平成 29 年度のほうが上昇しています。単純に平成 28 年度と平成 29 年度を比較したコメントです。

会 長：その流れで言うと、高額医療費は減ってきているということですね。

事務局：そのとおりです。

会 長：他に質疑等ありませんか。(質疑なし)

(資料に基づき、平成 30 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算について説明)

会 長：質疑等ありませんか。(質疑なし)

(資料に基づき、平成 31 年度国保事業費納付金の仮算定結果について説明)

会 長：ポイントはどこでしょうか。

事務局：算定の流れの中で医療費の水準と所得と被保険者数の３つのシェアが多ければそれだけ負担が増えるという仕組みです。被保険者数と所得については、保険者の努力では改善が難しい部分ですが、医療費は保険者の努力で抑制ができる部分なので、県全体でも大津町単体でも医療費の適正化を図り、医療費を抑制していくことが重要であると考えています。保険者努力支援制度というのがあり、医療費を抑えるために努力をしている市町村には国から交付金を重点的に交付する制度です。県は、財政責任の主体として、県が一体となって医療費を下げていく取り組みを推進することになっています。町の医療費抑制の取り組みとしては、特定健診の受診率を向上させ、自らの身体の状態を知っていただき生活習慣を改めてもらい、病院の受診率を下げるというところで、今までよりも更に取り組みを強化していく予定です。また、特定健診は、国の規定では４０歳以上となっていますが、大津町では３０歳以上の方から受けていただく体制をつくっています。また、重症化予防の観点から、保健師の訪問の回数も増やす予定です。

委 員：県が市町村から集める６３８億円は、医療費が高い市町村に助け合いの精神で配布されるということか。

事務局：県は、市町村からの納付金に加え、国からの補助金や被用者保険からの支援金等を財源として、各市町村が必要な医療費等を交付することになっています。大津町については、県に対して約８億２千万円を納付しますが、大津町の年間医療費は１８億円程度なので、県から１８億円程度のお金をもらうということになります。

委 員：国の補助金がプラスαで入ってくるということか。また、私たちは、なるべく病気をせずに病院に行かないようにしないといけないですね。

事務局：そのとおりです。市町村からの納付金だけでなく、国や被用者保険からの支援もあります。また、本年度は、「健康づくり推進計画」の見直しを行っており、健診受診率を上げて早期発見・早期治療に繋がっていきたいと思っています。県は、国保税について、将来、統一保険料を目指すこととしています。今は激変緩和措置もありますが、その措置がなくなった時に町として努力をしていかないといけませんので、税率については、今後検討しなければならないところです。国保の話になると、医療費の話ばかりになってしまいましたが、それ以前の健康づくりの対策をしていく必要があります。

会 長：資料の納付金算定イメージの右側で、「大津町の標準的な収納率で割戻し」と記載されているが、収納できなかった部分は他の被保険者が負担するということになると思うが、大津町の収納率は他市町村に比べてどうなのか、あるいは県の収納率と比較して大津町の収納率に対して調整は発生しないのかなど、少しでも被保険者として有利に国保税を払っていくためにはどうしたらよいのか確認したほうがよいと思う。収納できなかった部分を他の人が負担するのは正しいのか、色々な考え方があると思うが、算定式の作り方については釈然としない。

事務局：収納率は100%に向けてがんばっていますが、いろんな諸事情がありますので、意識して取り組んでいかなければならないと思っています。国保事業費納付金は国が決めた算定方法に基づき、県が算定していますが、まだ始まったばかりですので、今後どうしていくのか県とも会議の中で協議していきたいと思っています。

委 員：以前は、納税組合という組織があり、地区で税金を集め役場に納付すると町から報奨金が交付され、地区の旅行などの財源として活用していた。地区の人が集金に来るので、役場の担当者が徴収するより収納率の向上に役立っていたのではないか。

事務局：当時、納税組合の納付実績はもちろん把握していましたが、集金方法については、各組合の事情もあり把握していませんでした。また、納税組合は、収納率向上に貢献いただいていたのですが、時代の流れとともに個人情報保護が厳しくなり廃止されることになりました。

会 長：他に質疑等ありませんか。（質疑なし）

（担当課よりその他として次回協議会の日程連絡等）

会 長：全体的に質疑等はありませんか。（質疑なし）

開 会

以上をもちまして、平成30年度第1回大津町国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会します。